



長野県報

9月6日(月)
平成22年
(2010年)
第2197号

目 次

告 示

自然公園法に基づく公園事業の一部変更及び公園事業を表示した図書の縦覧（自然保護課）	1
保安林予定森林にする旨の通知（5件）（森林づくり推進課）	1
公共測量の実施（建設政策課）	3
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3

公 告

特定調達契約に係る一般競争入札（情報統計課情報システム推進室）	4
特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（生活文化課NPO活動推進室）	5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	5
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科病院の認定（健康長寿課）	5
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	5
一般競争入札（信州の木振興課）	5
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	6
土地改良区連合役員の就退任の届出（農地整備課）	7
特定調達契約に係る落札者の決定（会計課）	7
一般競争入札（医療推進課）	7

告 示

長野県告示第555号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第5項において準用する同条第4項の規定により、八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業の一部を次のとおり変更しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び長野県松本地方事務所並びに松本市役所において縦覧に供します。

平成22年9月6日

長野県知事 阿部守一

変更した公園事業の名称及び事業地の位置

名 称	事 業 地 の 位 置
中信高原線道路（歩道）	[路線] 起点 松本市入山辺（車道武石峠天狗の露地線の終点） 終点 松本市三才山（美鈴湖畔）

自然保護課

長野県告示第556号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年9月6日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市信州新町山穂刈字上又田羅3053から3055まで、3056のイ、3056のロ、3057、3060から3065まで、3068から3074まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

森林づくり推進課

長野県告示第557号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年9月6日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

飯田市大休7264の3、7264の16

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第558号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年9月6日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

千曲市大字森字沢山2845の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字沢山2845の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長野県告示第559号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年9月6日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡宮田村4750の2（次の図に示す部分に限る。）、4750の5、4750の7・4750の9・4750の11（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宮田村4750の2・4750の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び宮田村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第560号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年9月6日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡松川町上片桐2848の6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第561号

飯田市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成22年9月6日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（基盤図作成）

2 作業期間

平成22年8月6日から平成23年3月18日まで

3 作業地域

飯田市

建設政策課

長野県告示第562号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに須坂建設事務所、高山村役場に備え置きます。

平成22年9月6日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地番	標柱番号
稻荷	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱13号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域	上高井郡高山村	牧	稻荷	1134番2地先道路敷 1314番1 1352番1 1349番2 1344番3 1341番3 1335番地先道路敷 1328番1 1329番3 1130番 1131番地先道路敷	1号 2号及び3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号 10号 11号 12号及び13号

砂防課

長野県上田建設事務所告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年9月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年9月6日

長野県上田建設事務所長 山浦直人

1 道路の種類 県道

2 路線名 長野真田線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市真田町傍陽字水出7933番の1地先から上田市真田町傍陽字柏木6633番の10地先まで	旧	m 10.0~16.0	km 0.0360
同上	新	10.0~16.0	0.0360

道路管理課